

令和4年

第1回市議会定例会 議案第47号

一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員の採用等  
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を  
「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の  
100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100  
分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」  
に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年函館市  
条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」  
に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正

後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第22条第2項（同条第3項または第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）ならびに一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第9条（第4項を除く。）もしくは第22条第4項および第5項，外国の地方公共団体の機関等に派遣される函館市職員の処遇等に関する条例（平成16年函館市条例第6号）第4条第1項または公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）第4条の規定にかかわらず，これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から，令和3年12月に支給された期末手当の額に，同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに，それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は，支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項，第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員
- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 次に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ次に定める割合 |           |
| ア イに掲げる職員以外の職員            | 127.5分の15 |
| イ 新給与条例第22条第2項に規定する特定管理職員 | 107.5分の15 |

- (2) 再任用職員 72.5分の10

- 3 令和3年12月に市長が定める条例その他の規程の規定（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものを除く。）に基づき期末手当（これに相当するものとして市長が定めるものを含む。）を支給された者に対する前項の規定の適用については，同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に，同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに，それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」

とあるのは、「市長が定める者との権衡を考慮して市長が定める」とする。

(市長への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

一般職の職員の期末手当の支給率を改定するため